

事務連絡
令和3年2月24日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1）に基づき、貴会会員に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、コンビニでの各種証明書の取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、従業員にとっても、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進はもとより、広く理解いただくことを目的に、下記の要領で、貴会会員に対し、改めてご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1) 以下のマイナンバーカードに関する説明動画資料・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を会員に対し情報提供して下さい。

① マイナンバーカードについての説明（メリットいっぱいマイナンバーカード）

【説明動画】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

（会員の方々に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

【説明資料】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

② マイナンバーカードの健康保険証利用（リーフレット）

- ・「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」

③ その他マイナンバーカードに関する資料等

【マイナンバーカード説明動画】

- ・「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」

<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

【マイナンバーカード広報ポスター&リーフレット】

- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
 - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ※ 上記のリーフレット等はこちらからダウンロードできます。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents>

- 2) 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴法人等に赴く出張申請受付方式を実施しています。出張申請受付方式の概要については、別紙を御参照ください。詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

(参考)

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

- ・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

- 3) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、会員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていたければ幸いです。なにとぞ、よろしく願いいたします。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等 (基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。)
- (2) 環境整備 (本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報)

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等 (確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等)
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備 (マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。)
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等 (社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等)

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等(安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。)
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ (全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。)
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等 (企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等 (ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等) との連携強化による市区町村の出張窓口の設置 (臨時措置))
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備 (新生児、外国人等の住民票作成)
- (5) 取得申請事務の簡素化等 (写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等)
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進 (情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化)

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。